

京都市すまいの事業者選定支援制度運営協力費等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、京都市すまいの事業者選定支援制度実施要綱（以下「要綱」という。）第8条第3項に規定する取組（以下「オプション」という。）及び追加の費用（以下「オプション利用料」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(オプション利用料)

第2条 この要領において、オプション利用料とは、登録事業者がオプションを実施するために支払う別表に掲げる費用をいう。

(募集期間)

第3条 募集期間は、募集ごとに市長が定めるものとする。

(手続)

第4条 オプションの利用を希望する登録事業者（以下「申込者」という。）は、オプション利用申込書（第1号様式）により、市長に対し、申し込まなければならない。

2 申込者のうち、申込内容が適当と認める者（以下「適格者」という。）の数が、募集の数を超える場合においては、募集期間終了後に、適格者のうちから抽選によりオプションの利用者（以下、「利用者」という。）を決定する。

3 市長は、前項に規定する抽選に基づいて利用者を決定する場合において、利用者の他に順位を決めて補欠者を定めることができる。

4 補欠者は、利用者がオプションの利用を辞退した場合又はオプション利用料を納付しない場合、順位に従い利用者となる。また、次回以降の募集において、優先して利用者となる。

5 市長は、利用者に対して、募集期間終了日から14日以内に、申込みを受理した旨を通知しなければならない。

6 市長は、第1項の申込の内容が不相当と認める場合、第2項に規定する抽選に漏れた者又は補欠者に対して、募集期間終了日から14日以内に、その理由を示して、その旨を通知しなければならない。

7 第5項に規定する申込みを受理した旨の通知を受けた者は、別表に掲げるオプション利用料を、本市から送付される納入通知書により、請求を受けた日から30日以内に支払わなければならない。期限までに、オプション利用料を納付しないときは、申込みの受理を取り消す。

8 領収書は、前項に規定する納入通知書のうち領収書をもって代える。

9 既納のオプション利用料は返金を行わない。ただし、市長が認める場合はその限りではない。

附則（令和6年3月27日 都市計画局住宅室技術担当部長決定）
この要領は、令和6年3月27日から施行する。

(別表)

オプション	金額 (税別)	取組
A	70,000 円	登録事業者が手掛けた既存住宅に関する事例を、市民に対する回覧やチラシ等に掲載する。